**６　多摩支部問題**

**（１）多摩支部の現状**

東京三弁護士会多摩支部(以下「多摩支部」という。)は、50年の歴史を有する三多摩弁護士クラブという任意団体を前身とし、1998 (平成10)年4月に設立されて、既に 17年が経過した。多摩支部は、東京地方裁判所立川支部管内で様々な活動を行い、会員数は年々増加して現在1300人を超える支部会員を擁するまでとなっている。

多摩支部の活動は年々広範かつ活発なものとなり、法律相談、総務、研修、広報、刑事弁護、子どもの権利、財務、高齢者・障がい者、地域司法計画策定、両性の平等、倒産法、犯罪被害者支援、消費者問題対策、司法修習などの委員会や各種協議会、 PTが日常的に活動し、種々の問題について支部の意見をまとめ、提言を行ってきた。

2009(平成21)年4月、東京地方家庭裁判所八王子支部及び東京地方検察庁八王子支部が立川市に移転し、支部名称が立川支部に変更されたのに合わせ、東京三弁護士会多摩支部も、同月20日、八王子市明神町の多摩弁護士会館(三会共有。以下「旧会館」という。)から多摩都市モノレール駅至近のアーバス立川高松駅前ビル2階に移転した。新しい会館は、三会共同賃借部分約207坪と東弁単独賃借部分(多摩会議室)約60坪とに分かれ、会議室スペース、打合せ室、図書・起案室、事務局スペース、会員控え室等がいずれも広くなって利便性を増した。

支部の移転に伴い、地裁立川支部では2009(平成21)年5月21日から裁判員制度が実施され、同年11月からは全国初の支部修習が開始された。東京三会は、立川支部弁護実務修習に対応するため、同年7月14日に東京三弁護士会多摩支部司法修習連絡協議会を設置し、対応している。

その後、2010(平成22)年4月からは、福岡地方裁判所小倉支部とともに、初めて支部での労働審判制度が開始されることとなった。 2015 (平成27)年5月現在、約422万人の人口と多くの事件とを抱え、地方の地裁本庁をはるかに凌ぐ、全国有数規模の支部となっている。このような状況のもと、多摩支部は、多摩地域における地方裁判所として、立川支部の本庁化と八王子支部の復活設置を要望して種々の活動を行ってきたが、 2011(平成23)年9月の関弁連定期大会の「東京高等裁判所管内の司法基盤の整備充実を求める決議」においても、立川支部を独立した地家裁本庁とすることが、放置できない喫緊の課題として取り上げられるに至っている。こうした地裁支部の本庁化に併せ、弁護土会多摩支部の本会化を目指す動きが活発となってきている。

**（２）課題**

**①　本庁化・本会化に向けての動き**

市民のための裁判所が、人口や事件数に見合った地域の法的需要に応えられる裁判所であることを要するなら、地裁立川支部の本庁化は自然の流れである(既に、管内自治体や都議会は本庁化を求める意見書を採択している)。ただ、これを実現するには「下級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律」別表の改正が必要であり、弁護士会は、地域住民や諸団体と連携し、マスコミを活用して世論を喚起しつつ、最高裁・法務省に対し働きかけ、国会議員に対しては法改正を要請していく必要がある。東京三会は、2011(平成23)年度に東京三会地家裁立川支部本庁化検討協議会を設置したが、本会化実現のためには具体的な行動計画を立てて、これを強力に推進していく必要がある。

本庁化とともに、多摩支部の本会化が検討されるようになっている。東弁では、2010(平成22)年度に多摩支部本会化検討プロジェクトチーム（PT)が組織され、2012(平成24)年7月には、「東京弁護士会多摩支部の本会化に向けての意見書」を取りまとめた。意見書は、支部会員資格の問題をはじめ、支部会員の会務活動参加、本会に移行するまでの組織の問題、事務局体制、財政基盤と会費、弁護士会館の問題、法律相談や刑事弁護のあり方など、多岐にわたる論点について仔細に検討し提言を行っている。

こうした動きの中で、東弁多摩支部は、2011(平成23)年11月の多摩支部臨時総会で、①支部会員の新規加入資格を支部管内に事務所を有する会員または弁護士法人であって、請求により支部名簿に登録されたものとすること、②従前の支部会員はそのまま資格を維持できること、③支部会員以外でも支部の委員会活動に参加できるよう特別委員制度を定めることを決議した(2012(平成24)年9月28日にもこれに関連した臨時総会決議がなされている)。

これまでは、支部管内に事務所や住所がなくとも支部会員として登録できたが、本会化を目指す限り支部管内に事務所を有する会員をもって組織するのが自然であり、そうした会員が急増しているという状況がある。その実現は多摩支部会規等の改正を要するため、本会関連委員会等に意見照会がなされているが、資格限定が支部管内の法律相談センター担当者の限定につながることに関連して反対意見が見られるものの、法曹親和会も、地域のリーガルサービスは地域の弁護士が担うべきであり、将来の本会化を見据えて新規加入資格の限定は必要であり、経過措置を取りつつ速やかに実現されるべきと提言していた(二弁は既に2012 (平成24)年度から実施している)。以上の経緯を受け、 2012 (平成24)年度、東弁理事者会は、多摩支部会規第3条を改正し、多摩支部会員資格を多摩地区に事務所を有する弁護士会員及び弁護士法人会員に限定するとともに、経過措置として、改正規定施行時に現に多摩支部会員である会員については、施行から5年経過後に適用することを提案し、 2013 (平成25)年1月11日開催の常議員会で総会ヘの付議が可決承認され、同年3月13日開催の臨時総会で可決承認された。

これにより、多摩支部会員の資格が「多摩地区に法律事務所を有する弁護士会員及び弁護士法人会員で、請求により支部会員に登載された者」に限定され、附則において、施行日が2013(平成25)年4月1日とされ、「この改正規定は、この改正規定の施行の際現に支部会員であるものについては、この改正規定の施行の日から5年間を経過するまで適用しない。」との経過規定が設けられた。前述の通り、 2012 (平成24)年12月25日現在、当会の多摩支部会員686名のうち多摩地区に事務所を有する会員は245名であったが、2015年12月17日現在、当会の多摩支部会員が645名、うち多摩地区に事務所を有する会員は281名となっている。

そして、2013(平成25)年4月1日に多摩地区に法律事務所を有さない多摩支部会員は、 5年後の2018 (平成30の年4月1日までに多摩地区に法律事務所を移転しない限り、多摩支部会員の資格を失うこととなる。

今後は、2018(平成30)年4月1日までに、多摩地区に法律事務所を持つ会員の拡充、多摩地区の法律相談のさらなる充実化、専門分野についての東弁と多摩支部との連携等を検討していく必要がある。

2015（平成27）年3月20日に、東京三弁護士会多摩支部弁護士が、最高裁・法務省に対し、本庁化を求める要望書を提出し、翌２１日讀賣新聞多摩版朝刊に「地裁支部、本庁化を要望　最高裁、法務省に弁護士ら」と題する記事が掲載され、同年4月7日朝日新聞全国版夕刊には、「立川支部にして！　地元弁護士ら要望　裁判数は全国有数　一部訴訟扱えず」と題する記事が掲載された。

2015年4月18日には、関東弁護士会連合会主催の支部交流会が東京三弁護士会多摩支部会館で開催され、多摩支部本庁化本会化推進本部事務局長より「東京三弁護士会多摩支部本庁化・本会化活動報告」が発表された。

**②　書面投票について**

東弁では、役員等の選挙について「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」により、本来の投票日の他に不在者投票日を設けているが、郵便投票制度は存しなかった。しかし、会員の中には、傷病、育児、介護等の理由で弁護士会館での投票が困難な会員や、組織内弁護士、多摩地区に法律事務所がある会員など弁護士会館での投票について負担が大きい会員も相当数おり、今後さらに増加することが予想される。そこで、 2013 (平成25)年度、理事者会は郵便投票制度を導入についての関係委員会等に意見照会結果を踏まえて、郵便投票制度を導入のため「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」を一部改正することを提案し、同年10月30日の臨時常議員会で総会ヘの付議が可決承認され、同年11月28日開催の臨時総会で可決承認された。これにより、多摩地区に法律事務所を有する多摩支部会員は、 2015 (平成27)年実施の役員等選挙から郵便による投票が可能となった。

**③　旧多摩支部会館問題**

上述のとおり、 2009 (平成21)年4月立川市に支部新会館がオープンしたが、これまでの旧会館をどうするかという課題がある。既に2007 (平成19)年9月20日、東京三会の会長は、支部移転後の旧会館を売却処分し、処分後には旧会館に設置されていた法律相談センターをJR八王子又は京王八王子駅近くの賃借ビルに移転するという内容の覚書を取り交わしている。この合意の経緯に関しては、支部の意向を無視したものだとする支部会員の批判が強い。

現在のところ、旧会館は、暫定的に八王子法律相談センターや支部活動のため使用を続けている状態であるが、多摩支部は旧会館の存置を求める決議をし、八王子市からもその要望がなされている。そして、会館の有効利用の見地から、多摩支部では、八王子市の市民相談ヘの場所提供や相談センターにおける夜間・休日相談の実施をはじめ、様々な検討がなされている。

現在のところ、三会が直ちに旧会館の取扱いを決めることはないと見込まれるが、いずれ覚書の履行かその変更合意をするかの選択を迫られることになる。現下の情勢では、他会が旧会館を継続して維持する見込みは乏しく、旧会館を存置させるなら、東弁が他会持分を買い取る方法を採るのが現実的であろう。その是非については、支部の意向のみならず、東弁が会の財産として保有することの利害得失を慎重に検討して決するしかない。引き続き法律相談センターの拠点としてふさわしいかどうか、他にも旧会館の有効利用の可能性があるのかどうか(所有しながら使用されていない隣地の有効利用まで考えるべきである)、慎重な検討が必要である。

当会は、八王子法律相談センターの運営に関する他会の意向を見極め、その調整を図りつつ、合理的な会内合意の形成を図るべきである。

**④　三会の組織上の問題など**

**（ア）支部組織の有無**

多摩支部内では所属会の垣根を越えて協力しながら活動を行おうとしているが、各本会の組織体制の違いや、本会と支部との意思伝達が必ずしも迅速かつ十分になされていないことがあるため、支部と本会との間で無用の軋轢を生じることがある。

東弁と二弁は会則上に多摩支部が規定されているが、一弁は会則上支部が存在せず、委員会組織の一種と位置づけられている。そのため東・二弁だけが合同で支部総会を開催しており、支部の委員会活動についても、一弁は支部で委員を選出しておらず、自ずと支部ヘの関心も低くなりがちである。

一弁については、さらなる支部ヘのテコ入れを期待するしかないが、東・二弁においては、本会と支部が意思疎通・交流の機会をより多く設けるように努力すべきである。

**（イ）町田シビック法律事務所・町田法律相談センターと多摩パブリック法律事務所について**

一弁は、2009 (平成21)年4月、町田シビック法律事務所と町田法律相談センターを開設した。都市型公設事務所である町田シビック法律事務所については、支部一弁会員の不足、とりわけ刑事事件ヘの対応が殆どできていないことを補う趣旨に出たことから強い異論は見られなかったが、三会多摩地区法律相談センター運営委員会を関与させない法律相談センターの独自開設については、東・二弁多摩支部会員の強い反発を受けることになった。

町田法律相談センターは、八王子・立川の両法律相談センターと異なって三会の共同運営でないことから、担当弁護士の人選や納付金の取扱いも会ごとになり、手続を煩雑なものにさせている。開設後その運営に関して三会が協議することになっているが、今のところ協議の目途はたっていない。一弁に対しては、三会多摩支部の下での相談センター運営実現に向けて、根気よく協議を求めていく必要がある。他方、先行して2008 (平成20)年3月に東弁が立川市に設置した刑事弁護対応を主とする多摩パブリック法律事務所については、法律相談センターを併設できす、苦しい経営状態が続いている。不足がちな多摩支部における刑事弁護体制を補うため設置された公設事務所として、本会の資金援助のみではなく、支部をあげて支援する態勢が求められる。